

第 4 4 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

（亀岡市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市個人情報保護法施行条例（令和 4 年亀岡市条例第
2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項及び第 1 2 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条
例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 0 条の 3 第 1 項第 1
号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第
2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 8 条の見出し、
同条第 1 項第 1 号、第 1 9 条第 1 項第 1 号並びに第 2 1 条第 4 項
中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例の一部改正）

第4条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例（平成10年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市暴力団排除条例の一部改正）

第5条 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正）

第6条 亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年亀岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項にお

いて同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例案要綱

- 1 刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例の規定整備を図ること。
- 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する条例の規定の適用等について、所要の経過措置を設けること。
- 3 この条例は、令和7年6月1日から施行すること。